

半田市告示第27号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定に基づき、令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月31日

半田市長 久世孝宏

縦覧場所	半田市役所総務部税務課
縦覧期間	令和8年4月1日(水) から令和8年4月30日(木)まで (土曜日、日曜日、祝日を除く。)
縦覧時間	午前9時00分から午後16時00分まで (水曜日は午前9時00分から午後7時00分まで)